

# 国民健康保険

## ★国民健康保険高齢受給者証は7月下旬にお届けします

70歳以上75歳未満の方の国民健康保険高齢受給者証を8月1日付けで更新します。新年度の高齢受給者証は7月下旬に郵便でお届けしますので、手続きは必要ありません。

## ★「限度額適用認定証」「限度額認定・標準負担額減額認定証」の更新

入院の時にご利用いただく「国民健康保険限度額適用認定証」、「限度額認定・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日となっています。引き続き新年度の認定証等の交付が必要な方は8月1日以降、随時受付します。受付に必要なものは次の通りです

- ①国民健康保険被保険者証
- ②認め印
- ③既に90日を越えて入院されている、非課税の世帯の方は入院時食事代の領収書

## ★国民健康保険料（本算定）納入通知をお届けします

7月以降にお納めいただく国民健康保険料納入通知書をお届けします。平成22年度保険料率をもとに、各国保加入世帯の1年間の保険料を計算し、仮算定（4～6月）保険料

分を差し引き、7月から翌年3月までお納めいただくものです。

納付方法は、便利な口座振替や金融機関等の窓口でのお支払いに加えて、国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則年金から特別徴収により納めていただきます。

平成22年度国民健康保険料賦課限度額は、医療分47万円、後期高齢者支援金分は13万円、介護分10万円となります。保険料率等の詳しい内容は、本算定納入通知書に同封のしおりをご覧ください。

## ★会社を退職されたとき

会社を退職された後、国保に加入するには、加入届が必要（14日以内）。被用者保険（社会保険など）を任意継続加入された後、国保に加入される場合も同じです。加入手続きをお忘れないようにしてください。

「倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）」や「雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）」をされた方は、届出により（失業時点で65歳未満の方）平成22（2010）年度から国民健康保険料が軽減されます。詳しい内容は市役所保険年金課までお問い合わせください。

問合せ 羽曳野市役所 保険年金課 TEL072-958-1111

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### 8月から「後期高齢者医療被保険者証」が“水色”に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送でお届けします。有効期限は平成23年7月31日までの1年間となっております。また、現在お持ちの被保険者証（桃色）の有効期限は、平成22年7月31日までとなっております。それ以後はご使用になれませんのでお気をつけください。なお、新しい被保険者証（水色）は、お手元に届いたときからご使用いただけます。

- なお、有効期限の過ぎた被保険者証は、市役所保険年金課に返却するか、または破棄してください。
- 被保険者証の送付の際に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しています。

### 保険医療機関等での自己負担割合について

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度（4月から7月までは前年度）の「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」により定期判定を行います。医療機関での自己負担割合は、「一般の方は1割」、「現役並み所得者は3割（課税標準額が145万円以上の被保険者およびこの方と同じ世帯に属する被保険者）」となります。※ただし、現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、市役所保険年金課に申請（基準収入額適用申請）することで、1割負担に変更することができます。

- 同一世帯に被保険者がお一人のみの場合  
→ 被保険者本人の収入額が383万円未満のとき
- 同一世帯に被保険者が複数いる場合  
→ 被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき
- 同一世帯に被保険者がお一人のみで、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合  
→ 被保険者本人の収入額が383万円以上の場合で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の方の収入の合計額が520万円未満のとき

### 後期高齢者医療保険料の決定について

平成22年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書を送付しますので、内容をご確認ください。また、年度途中で被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）は、医療機関に入院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ、Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。現在、交付されている減額認定証の有効期間は平成22年7月31日までとなっております。引き続き8月1日から有効となる減額認定証の交付を受けるためには、7月中に市役所保険年金課で手続きをしてください。これまで交付を受けていなかった方でも、対象となり交付を希望される場合は、市役所保険年金課で申請することができます。受付に必要なものは次の通りです

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②認め印
- ③既に90日を越えて入院されている、非課税の世帯の方は入院時食事代の領収書

一問合せ一

大阪府後期高齢者広域連合 電話番号 06-4790-2028  
羽曳野市役所 保険年金課 TEL 072-958-1111